3ページ

6ページ

10ページ



厚生労働省・検疫所

## 日本に入国する皆様へ (入国後のアプリの利用について)

#### 入国後14日間は、入国時に提出いただいた誓約書に基づき、 以下のことを守ってください。 詳しくは11ページの誓約書をご確認ください。

- 1. 自宅や宿泊施設で待機し、他者との接触を行わないでください。
- 2. 毎日健康状態の報告をしてください。
- 3. 位置情報確認アプリと接触確認アプリを利用してください。
- 4. 保健所等からの指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 5. 感染防止の観点から、 ①マスクの着用 ②手指消毒の徹底 ③3密(密閉・密集・密接)の回避 に努めてください。

また、これらの確実な実施のため、以下のアプリ等を利用 してください。

- OSSMA (位置情報確認アプリ)の利用
   2ページ
- ② Skype (ビデオ通話アプリ)の利用
- ③ 位置情報記録の設定・保存
- ④ メール等による健康フォローアップの回答 8ページ
- ⑤ COCOA (接触確認アプリ)の利用

誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および 国籍)や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあ ります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消 手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

# ①OSSMA(位置情報確認アプリ)の利用

入国後14日間の宿泊場所または自宅での待機期間中毎日、入国者健康確認センターがあなたの所在確認を行います。

このアプリは、入国者健康確認センターからの照会に応じ、あなたの現在の位置情報を報告していただくためのものです。

入国健康確認センターからの照会(位置情報を求める通知)は、入国後14日間毎日届きます が、時間帯は一定ではありません。通知が届いたらすみやかに位置情報の報告をお願いします。



## 位置情報報告の手順



# ②Skype(ビデオ通話アプリ)の利用

入国後14日間は、あなたの所在確認を行うため、入国者健康確認センターの担当者からビデ オ通話によりご連絡することがあります。

#### <Skypeご利用の注意事項>

①所在確認の連絡は、「入国者健康確認センター」から発信します。 (通知に当センターの名称が表示されます) 着信した場合は、カメラをオンにして応答してください。

②「入国者健康確認センター」は、発信専用のアカウントです。 皆さまから発信しても応答することができません。 「入国者健康確認センター」からの着信に応答することができなかった場合は、時間を改めて再度ご連絡しますので、それまでお待ちください。

③「入国者健康確認センター」はチャット対応ができません。 チャットをお送りいただいても、返信することができません。

④ご申告のメールアドレスでアカウントが見つからない場合は、メールまたは お電話によりご連絡します。

## ②Skype(ビデオ通話アプリ)の利用 画面ロック解除中の応答手順

着信すると下記のような通知が出るので、「応答」や「ビデオ」などをタップして応答して ください。

※機種によって多少異なります。アプリは起動していなくても問題ありません。 ※応答する際は、「ビデオ」や 🕑 をタップしてください。

通知エリアに、「入国者健康確認センター」と当センターの名称が表示されます。

### iPhoneの通話手順



Androidの通話手順



2) ビデオ通話開始。

※自動でスピーカーやビデオがオンにならない場合は、手動でオンにしてください。

- 🕢 :スピーカーオン
- 🕑 : ビデオオン

## ②Skype(ビデオ通話アプリ)の利用 画面ロック中の応答手順

着信すると下記のような通知が出るので、「応答」や「ビデオ」などをタップして応答して ください。

※機種によって多少異なります。

※応答する際は、「ビデオ」や 😐 をタップしてください。

ロック画面に、「入国者健康確認センター」と当センターの名称が表示されます。

### iPhoneの通話手順

1)「スライドで応答」。 2) ビデオをタップ。 3) 画面ロックを解除。 4) 通話開始。 フォローアップテスト フォローアップテスト ◙ Skypeビデオ.. Skypeビデオ - 00:06 X **(**)) + S 通話を追加 >) ×

### Androidの通話手順



#### 2) ビデオ通話開始。



※自動でスピーカーやビデオがオンにならない場合は、手動でオンにしてください。

- 🕢 :スピーカーオン
- : ビデオオン

# ③位置情報記録の設定・保存

入国後14日間は、お持ちのスマートフォンのGPS設定および以下の設定をオンにし、位置情 報を保存してください。この期間中にあなたが陽性となった場合等に保存された位置情報を保健 所などに提示するために必要な設定です。保健所等からデータの提示を求められた場合には応じ てください。

### Androidの手順



入国後14日以内に、あなたが陽性となった場合などに、保存された位置情報を保健所などに 提示いただくために必要な設定です。

### iPhoneの手順



# ④健康フォローアップの回答

新型コロナウイルス感染症が発生している中、皆さまが安全、安心にお過ごしいただけるよう、海外から帰国・入国された皆さまに、**帰国・入国後14日間**、お住まいの自治体の保健所等からメールや電話等による連絡を行い、皆さまの健康状態を確認しております。

健康状態の確認のためのご連絡は、質問票や誓約書に記載いただいたメールアドレス・電話 番号をもとに、1~3のいずれかの方法で行います。

※毎日の健康状態の確認でお伺いするのは基本的に以下の内容です。

#### ・37.5℃以上の発熱の有無

#### ・せき、のどの痛み、強いだるさ等の有無

クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。 厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

## 1. メールによる健康状態の確認

#### ■毎日朝11時以降、メールが届きます。

メールに記載されたURLをクリックして、表示されたwebページから 回答の送信をお願いします。 毎日<u>14時まで</u>に回答いただくようお願いします。

#### ■メールはhealthcondition@followup.mhlw.go.jpから届きます。

お使いのメールアプリの設定等により、受信できるドメインを制限されている場合は、<u>@followup.mhlw.go.jp</u>からのメールを受信できるよう、設定の変更をお願いします。

## 2. LINEを活用した健康状態の確認

■質問票において、LINEによるフォローアップに同意いただいている場合は、 LINE(アプリまたは自動音声によるお電話)によりご連絡します。 詳しくは、次ページをご確認ください。

### 3. メールアドレスがなく、LINE同意もない場合

■お電話等によりご連絡し、健康状態の確認をさせていただきます。

## ④健康フォローアップの回答 LINEによるフォローアップに同意いただいている場合

LINEアプリをお持ちの方には、「厚生労働省 帰国者フォローアップ窓口」のアカウントより、 健康状態の確認メッセージをお送りします。

## LINEによる回答手順

- 1)入国後、LINE公式アカウントから、SMS認証を求める通知が届きますので、SMS認証を行ってく ださい。
- ※ SMS認証を行っていただいていない場合や、メッセージ配信ができない場合は、自動音声による お電話での連絡に切り替わります。



#### 参考)LINE通知メッセージを受信する方法 ▶ https://guide.line.me/ja/services/notification-message.html



LINEアプリをお持ちでない方には、自動音声によるお電話で、健 康状態をお伺いします。 毎日朝11時以降、050-3132-0005または050-3132-0004か

らお電話いたしますので、回答をお願いします。

# ⑤COCOA(接触確認アプリ)の利用

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COVID-19 Contact Confirming Application)は、 あなたが新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることがで きるアプリです。



日本入国後、利用規約・プライバシーポリシーをご確認の上、利用を開始してください。



※ アプリの設定後は、アプリを起動したままにしておく必要はありません。 入国後14日間は、お使いのスマートフォンを常に携行し、接触通知機能とBluetooth機 能をオンにした状態としてください。

※ 海外の同様のアプリをすでにご利用の場合は、接触通知機能を使用するアプリを日本の接触確認アプリ(COOCA)に設定してください。アプリを起動した際に「接触通知に使うアプリの切り替え画面」が出ない場合には、以下のとおり設定してください。 iPhoneの場合 【OS設定→接触通知→使用する国/地域→「厚生労働省 日本」→使用する国/地域として設定】 Androidの場合 【設定→Google→COVID-19接触通知システム→ 🏹 →アプリを開く→アプリ内で設定変更】

利用方法等の詳しい情報はこちらをご確認ください。
 ■COCOAに関する情報
 <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\_00138.html</u>
 ■よくある質問
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid

<u>19 qa kanrenkigyou 00009.html</u> 10 本誓約書は、日本入国の空港で検疫所に提出する必要がありますので、必ず入国時に持参してください。 The traveler must submit a copy of this "Written Pledge" to the airport quarantine office when entering Japan. (2021年3月6日更新)

厚生労働大臣 法務大臣 殿

## 誓約書(個人)

(氏名)

は、本邦帰国/再入国/入国(以下「入国」

という。) に際し、以下の事項を誓約いたします。また、誓約に違反した場合(不実の記載があった場合も 含む。)、関係当局により氏名(外国人の場合は氏名及び国籍)や感染拡大の防止に資する情報が公表され得 るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること(さらに、外国人の場合は出入国管理及び難 民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ること)、また、誓約違反が 疑われる行為が確認された場合には、自治体等から関係当局に、当該行為に関する情報(個人情報を含 む。)の提供がされ得ることを理解し、承諾します。

(1) 誓約內容

- ア 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前72時間以内 に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関等から「陰性」の証明を受けたものであり、 その内容に不実の記載がないこと。
- イ 入国後14日間、①自宅又は宿泊場所で待機し、他者との接触を行わないこと。②公共交通機関(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等)を使用しないこと。
- ウ 入国時に、①下記(2)に記載するメールアドレスから、または②携行するスマートフォンにLINE アブリをインストールの上、同アブリを通して、入国後14日間毎日、自宅又は宿泊場所を管轄する保 健所等に健康状態の報告を行うこと。やむを得ずメールアドレス等を活用した健康状態の報告ができな い場合にも、保健所等による健康状態のフォローアップに14日間毎日応じること。このとき、保健所 等から指定されたフォローアップの方法(報告先用に設定されたメールアドレス等に健康状態を毎日報 告する等)がある場合には、その方法に従うこと。
- エ 入国時に、①携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールし、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。②携行するスマートフォンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、入国後14日間、位置情報を保存すること。保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応じること。

オ 入国後14日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談 センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。また、保健 所等における指示があった場合にはそれに従うこと。

- カ 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、旅券番号やスマートフ オン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等(旅券番号については、管轄保健所等に加 え、受診医療機関)に提示するなど、調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第15条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。また、<u>療養場所の指定を含めて保健所等から指示</u> があった場合には従うこと。
- キ 下記の感染防止対策に努めること。

①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密(密閉・密集・密接)」を避ける

(2) 誓約者氏名等

氏名 (7A	/ファベットで記載)	国籍	旅券番号	滞在国・地域(本邦入国前14日	間)
住所(住)	民票上の住所以外	 に居住する場	場合は、居所)	空港から居所への交通手段	
年齢 メールアドレス				2を付けてください。 □自家用車、受入企業所有車両 □レンタカー	
	a			<ul> <li>ロハイヤー</li> <li>ロ入国者専用車両(</li> <li>ロその他(</li> </ul>	)
電話番号	(LINE アプリをインストー)	レするスマートフォ	センの電話番号) 電話番号	(緊急連絡先)	205 - 4
1				1774 - 1774	

※メールアドレス及び電話番号は、保健所等からの連絡に用いるため、日本国内で通じるものを誤りなく正確に記載してください。 また、検疫官に提出した質問票に記載したメールアドレス・電話番号と同一のものを記載してください。



入国後14日間の自宅等での待機や、アプリの利用等について、<u>誓</u> 約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および国籍)や感 染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。

外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび 退去強制手続きの対象となることがあります。

これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を 防止するために必要な事項です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

